

平成 29 年度

財政援助団体、出資団体及び
公の施設の指定管理者
監査結果報告書

松山市監査委員

松 監 第 47 号
平成 30 年 1 月 12 日

様

松山市監査委員	石	田	慎	二
同	原	田	光	雄
同	大	塚	啓	史
同	角	田	敏	郎

財政援助団体、出資団体及び公の施設の
指定管理者監査結果報告の提出について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、財政援助団体、出資団体及び公の施設の指定管理者監査を実施しましたので、同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告を決定し、次のとおり提出します。

目 次

財政援助団体監査結果報告	1
1 地域子育て支援拠点事業補助金 (子育てネットワークえひめ くーふぁん)	2
2 松山市歯科保健推進事業運営補助金	2
3 松山市花園町東通りファサード整備事業補助金	3
4 中央商店街市民交流スペース運営事業補助金	3
5 次世代につなぐ果樹産地づくり推進事業費補助金	4
6 第31回宇宙技術および科学の国際シンポジウム (I S T S) 愛媛・松山大会地元事業実行委員会負担金	4
7 第2回『坂の上の雲』のまち松山 サイクルロゲイニング大会開催負担金	5
8 ゆるキャラグランプリ 2016 in 愛顔のえひめ負担金	5
出資団体監査結果報告	6
1 松山市土地開発公社	7
公の施設の指定管理者監査結果報告	8
1 松山市立子規記念博物館	9
2 松山市野外活動センター	10

財政援助団体監査結果報告

第1 監査の対象

平成28年度に財政援助を行った団体のうち、次の団体の補助金等について実施した。

補助金名等	交付先
1 地域子育て支援拠点事業補助金 (子育てネットワークえひめ くーふぁん)	特定非営利活動法人 子育てネットワークえひめ
2 松山市歯科保健推進事業運営補助金	一般社団法人 松山市歯科医師会
3 松山市花園町東通りファサード整備事業補助金	花園町東通り商店街組合
4 中央商店街市民交流スペース運営事業補助金	松山銀天街商店街振興組合
5 次世代につなぐ果樹産地づくり推進事業費補助金	えひめ中央農業協同組合
6 第31回宇宙技術および科学の国際シンポジウム (I S T S) 愛媛・松山大会地元事業実行委員会負担金	第31回宇宙技術および科学の国際シンポジウム (I S T S) 愛媛・松山大会地元事業実行委員会
7 第2回『坂の上の雲』のまち松山 サイクルロゲイニング大会開催負担金	『坂の上の雲』のまち松山 サイクルロゲイニング大会実行委員会
8 ゆるキャラグランプリ 2016 in 愛顔のえひめ 負担金	ゆるキャラグランプリ 2016 in 愛顔の えひめ製作委員会

第2 監査の期間

平成29年9月1日から平成29年10月31日まで

第3 監査の方法

補助金等が目的に従って効果的かつ有意義に使用されているか、また補助金等にかかる経理事務は適正に行われているかなどについて、現地にて関係者の説明を聴取するとともに、関係書類等の提出を求め、調査を行った。

第4 監査の結果

次のとおりである。

1 地域子育て支援拠点事業補助金（子育てネットワークえひめ くーふぁん）

- (1) 交付先 特定非営利活動法人 子育てネットワークえひめ
代表理事 山本 由美子
- (2) 補助金額 10,587,000 円
- (3) 支出年月日 平成 28 年 7 月 11 日
平成 28 年 10 月 11 日
- (4) 根拠法令等
松山市補助金等交付規則
松山市地域子育て支援拠点事業補助金交付要綱
利用者支援事業実施要綱（雇児発 0 5 2 1 第 1 号）
- (5) 補助目的
地域において子育て親子の交流等を促進する子育て拠点の設置を促進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とする。また、利用者支援事業は、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう支援することを目的とする。
- (6) 監査結果
補助金の執行状況について関係書類等を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

2 松山市歯科保健推進事業運営補助金

- (1) 交付先 一般社団法人 松山市歯科医師会 会長 板野 正人
- (2) 補助金額 1,600,000 円
- (3) 支出年月日 平成 28 年 6 月 30 日
- (4) 根拠法令等
松山市補助金等交付規則
- (5) 補助目的
松山市歯科医師会が行う事業の一部を支援することで、本市における歯科口腔衛生の普及向上、市民の健康づくりの推進を図るものである。
- (6) 監査結果
補助金の執行状況について関係書類等を調査したところ、次の点が見受けられた。

【指摘事項】

・実績報告について

実績報告書の事業費のうち、収入の部では負担金が、支出の部では会議費及び需用費が、錯誤により実際の収支の額とは異なる金額で報告されていた。

実績報告による補助金額の変更はないものの、今後においては、確認体制の強化を図るよう指導する等補助金交付事務の適正化に努められたい。

3 松山市花園町東通りファサード整備事業補助金

- (1) 交 付 先 花園町東通り商店街組合 組合長 富田 正継 (H29. 4. 1～重松 建宏)
- (2) 補 助 金 額 82,318,000 円
- (3) 支出年月日 平成 28 年 10 月 20 日
- (4) 根拠法令等
 松山市補助金等交付規則
 松山市花園町東通りファサード整備事業補助金交付要綱
- (5) 補 助 目 的
 花園町東通りの良好な景観の形成を図るため、ファサード整備等に要する費用に対し、補助金を交付し、魅力ある街づくりを行い松山市を活性化する。
- (6) 監 査 結 果
 補助金の執行状況について関係書類等を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

4 中央商店街市民交流スペース運営事業補助金

- (1) 交 付 先 松山銀天街商店街振興組合 理事長 加戸 慎太郎
- (2) 補 助 金 額 2,000,000 円
- (3) 支出年月日 平成 29 年 4 月 28 日
- (4) 根拠法令等
 松山市補助金等交付規則
 松山市商店街空洞化対策事業補助金交付要綱
- (5) 補 助 目 的
 商店街組合等が実施する、松山市内の商店街の空き店舗を活用した活性化事業に要する費用に対し補助金を交付することで、商店街の活性化を図るものである。
- (6) 監 査 結 果
 補助金の執行状況について関係書類等を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

5 次世代につながる果樹産地づくり推進事業費補助金

- (1) 交 付 先 えひめ中央農業協同組合 代表理事理事長 福島 龍雄
- (2) 補 助 金 額 12,066,000 円
- (3) 支出年月日 平成 29 年 4 月 28 日
- (4) 根拠法令等
 松山市補助金等交付規則
 松山市次世代につながる果樹産地づくり推進事業費補助金交付要綱
- (5) 補 助 目 的
 労働力や担い手の確保、園地力強化、商品力向上を図り、次世代につながる果樹産地の育成を図るため、農作業に限定した無料職業紹介所へのアルバイト登録募集、また、「紅まどんな」「甘平」等の高品質生産に必要な施設等の整備を支援する。
- (6) 監 査 結 果
 補助金の執行状況について関係書類等を調査したところ、適正に処理されていた。

6 第 31 回宇宙技術および科学の国際シンポジウム（I S T S）愛媛・松山大会地元事業実行委員会負担金

- (1) 支 出 先 第 31 回宇宙技術および科学の国際シンポジウム（I S T S）愛媛・松山大会地元事業実行委員会 会長 宇野 英満
- (2) 負 担 金 額 5,383,000 円
- (3) 支出年月日 平成 28 年 4 月 20 日
 平成 29 年 1 月 10 日
- (4) 事 業 目 的
 第 31 回宇宙技術および科学の国際シンポジウムとの連携により、未来を担う子どもたちをはじめ、広く住民に対して、人類の夢である宇宙への興味と関心を高めるとともに、科学知識の振興を促し、また、宇宙・航空に関する国内外の研究者等と地元企業との交流を深めることで、企業の新たな分野への挑戦の契機とすることを目的とする。
- (5) 監 査 結 果
 負担金の執行状況について関係書類等を抽出調査したところ、次の点が見受けられた。

【指摘事項】

・前金払の報告について

この事業の負担金は実施前に支出し前金払扱いとなるため、用件終了後、松山市財務会計規則第 80 条第 2 項に基づき会計管理者に報告することとなっているが、報告されていない状況が見受けられた。前金払をしたときは規則に基づき報告されたい。

7 第2回『坂の上の雲』のまち松山 サイクルロゲイニング大会開催負担金

- (1) 支出先 『坂の上の雲』のまち松山 サイクルロゲイニング大会実行委員会
実行委員長 青野 昇三
- (2) 負担金額 2,500,000 円
- (3) 支出年月日 平成 28 年 7 月 11 日
- (4) 事業目的
小説『坂の上の雲』ゆかりの地などを自転車と徒歩で回り地域固有の貴重な資源を活用した回遊性の高いまちづくりを実現することを目的とする。
- (5) 監査結果
負担金の執行状況について関係書類等を調査したところ、適正に処理されていた。

8 ゆるキャラグランプリ 2016 in 愛顔のえひめ負担金

- (1) 支出先 ゆるキャラグランプリ 2016 in 愛顔のえひめ製作委員会
委員長 森田 浩治
- (2) 負担金額 5,000,000 円
- (3) 支出年月日 平成 28 年 10 月 31 日
- (4) 事業目的
愛媛県及び松山市の知名度向上及び情報発信力強化、経済活性化を図るため、ゆるキャラグランプリ 2016 in 愛顔のえひめを効果的かつ円滑に開催することを目的とする。
- (5) 監査結果
負担金の執行状況について関係書類等を調査したところ、適正に処理されていた。

出資団体監査結果報告

第1 監査の対象

出資を行っている団体のうち、次の団体の平成28年度事業について実施した。

団 体 名
1 松山市土地開発公社

第2 監査の期間

平成29年9月1日から平成29年10月31日まで

第3 監査の方法

設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか、会計経理及び財産管理は適正に行われているかなどについて、現地にて関係者の説明を聴取するとともに、関係書類等の提出を求め、調査を行った。

第4 監査委員の除斥

地方自治法第199条の2の規定に基づき、松山市土地開発公社の監査については、同公社の監事に就任している角田敏郎監査委員は除斥した。

第5 監査の結果

次のとおりである。

1 松山市土地開発公社

(1) 基本金 10,000,000 円

(2) 松山市の出資額及び出資割合
10,000,000 円 (100%)

(3) 設立目的
公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(4) 事業実施状況
保有財産の管理

(5) 監査結果
出資団体における決算諸表及び関係書類等を調査したところ、適正に処理されていた。

公の施設の指定管理者監査結果報告

第1 監査の対象

公の施設の指定管理者のうち、次の管理者の平成28年度事業について実施した。

公の施設の指定管理者	管 理 施 設
株式会社 レスパスコポーレーション	松山市立子規記念博物館
公益財団法人 松山市文化・スポーツ振興財団	松山市野外活動センター

第2 監査の期間

平成29年9月1日から平成29年10月31日まで

第3 監査の方法

協定書に基づく義務の履行は適正に行われているか、指定管理業務にかかる収支の会計経理は適正に行われているかなどについて、現地にて関係者の説明を聴取するとともに、関係書類（協定書、決算諸表、事業報告書等）の提出を求め、調査を行った。

第4 監査委員の除斥

地方自治法第199条の2の規定に基づき、公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団の監査については、同財団の監事に就任している原田光雄監査委員は除斥した。

第5 監査の結果

次のとおりである。

1 松山市立子規記念博物館

- (1) 指定管理者 株式会社 レスパスコーポレーション 代表取締役 越智 陽一
- (2) 基本協定年月日 平成 27 年 3 月 25 日 (指定期間 平成 27 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日)
年度協定年月日 平成 28 年 4 月 1 日
- (3) 指定管理料 127,588,000 円
- (4) 指定管理料支出日及び金額
- | | |
|-------------------|----------------------|
| 平成 28 年 4 月 20 日 | 28,500,000 円 (第 1 期) |
| 平成 28 年 7 月 20 日 | 34,185,000 円 (第 2 期) |
| 平成 28 年 10 月 20 日 | 32,833,000 円 (第 3 期) |
| 平成 29 年 1 月 20 日 | 32,070,000 円 (第 4 期) |

(5) 指定管理の内容

1) 施設の概要

名 称	松山市立子規記念博物館
所 在 地	松山市道後公園 1 番 30 号
構 造	鉄筋コンクリート造 地下 1 階 地上 4 階
施 設 内 容	B1 収蔵庫、電気室、駐車場 1 階 事務室、館長室、応接室、閲覧室、書庫、警備室、視聴覚室、 会議室、作業室、ミュージアムショップ 2 階 展示室、ラウンジ、会議室 3 階 展示室、特別展示室、特別収蔵庫、研究室 4 階 講堂、和室
建築総面積	7,600.24 m ²

2) 管理業務

- ①博物館の運営管理に関する業務（開館に伴う受付、会議室の使用許可、閲覧室及び図書資料の管理等）
- ②博物館の維持管理に関する業務（保守点検、清掃、警備等）
- ③博物館の誘客に繋がるイベントに関する業務
- ④その他、松山市教育委員会が必要と認める業務（ミュージアムショップ等）

(6) 監査結果

公の施設の指定管理について、現地調査及び関係書類等を抽出調査したところ、次の点が見受けられた。

【指摘事項】

・貸付備品の管理について

指定管理者への貸付備品について、貸付備品を規定した基本協定書の「別表 2」、備品台帳及び備品を照合調査したところ、一部に数量の不一致が見受けられた。

担当課においては、適切なたな卸し作業の実施により基本協定書の整備を図り、貸付備品の適正管理に努められたい。

2 松山市野外活動センター

(1) 指定管理者 公益財団法人 松山市文化・スポーツ振興財団 理事長 中山 紘治郎

(2) 基本協定年月日 平成 26 年 3 月 31 日 (指定期間 平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日)
年度協定年月日 平成 28 年 4 月 1 日

(3) 指定管理料 180,517,896 円

(4) 指定管理料支出日及び金額

平成 28 年 4 月 11 日	67,890,000 円 (1 期目)
平成 28 年 7 月 11 日	42,950,000 円 (2 期目)
平成 28 年 10 月 11 日	51,890,000 円 (3 期目)
平成 29 年 1 月 10 日	35,540,000 円 (4 期目)
平成 29 年 5 月 29 日	△17,752,104 円 (戻入)

(5) 指定管理の内容

1) 施設の概要

開 設	平成 2 年 7 月 1 日 (条例施行日) 名称を「松山市野外活動センター」とする。 平成 3 年 4 月 1 日キャンプゾーン開設 以降、順次施設 (スクールゾーン外) を開設
所 在 地	松山市菅沢町乙 280
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 2 階 (管理棟) 外
延べ面積	11,510.63m ²

2) 管理業務

- (1) 利用の受付及び使用料の徴収等
- (2) 施設の運営に関する業務
- (3) 施設等の維持管理に関する業務
- (4) 施設の利用促進に関する業務

(6) 監査結果

公の施設の指定管理について、現地調査及び関係書類等を抽出調査したところ、次の点が見受けられた。

【指摘事項】

・貸付備品の管理について

松山市野外活動センターの貸付備品について確認したところ、松山市財務会計規則第 363 条で備品には品名、物品コード、物品番号、課名等を標示し、帳簿との照合に便利なように保管しなければならないと規定されているが、当該標示がされていないものが散見された。また、廃棄処分した備品が帳簿から抹消処理されていない状況が見受けられた。

担当課においては、適切なたな卸し作業の実施により基本協定書の整備を図り、貸付備品の適正管理に努められたい。